

令和5年1月定例会議事録

令和5年
第1回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和5年1月10日(火) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 羽島市役所3階 301・302会議室

3. 出席農業委員(15名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	6番	花村	直良	7番	森川	朝子
8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子	10番	山田	倉造
11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦	13番	佐藤	文恵
14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明	16番	岩田	悟

4. 欠席委員(1名)

5番 大井 幸男

5. 議事日程

- 第1 議事録署名者の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第5 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第6号 羽島農業振興地域整備計画の変更について
- 第8 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出報告について
- 第9 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について
- 第10 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

産業振興部長 加藤 光彦 農政課長 安田 裕治 農政課主幹 山田 哲生
農政係長 後藤 祐人
事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 足立 光輝 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中15名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第1回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、2番委員及び3番委員を指名する。

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 「議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
それでは、事務局より説明願います。」

○局長補佐 「番号1番は、農地の売買で、申請地は〇〇〇〇、面積は297㎡、農業振興地域内農用地区域外の農地が1筆です。
譲渡人である〇〇〇〇は農業経営縮小の理由から〇〇〇〇に売買したいとの申請です。
譲受人は、経営面積が45.1アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。
また、申請地は自宅から約300m以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
以上1件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございませんか。」

○委員 (質問なし)

○議長 「それでは、採決いたします。
議案第1号について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第1号について、許可決定いたします。」

第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○議長 「議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
それでは事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号1番について、申請人は申請地を貸駐車場として使用したいとの申請です。
No.1と書かれた地図をご覧ください。
申請地は、〇〇の北西に位置し、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第4条第2項第2号、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合の規定を適用して許可相当となるものです。
申請地はすでに造成されているため、追認での許可となります。申請地の北側は道路、東側・南側・西側は畑となっており、周囲の営農に支障のない状態となっています。
以上1件についてご審議をお願いします」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第2号について、許可相当として意見を決定することに賛成の方

は挙手をお願いいたします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第2号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 「議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号1番について、転用事業者は申請地周辺にて福祉サービス事業を行っていますが、申請地を取得して、グループホームを建築したいとの申請です。

No.1と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇の北に位置し、四方が宅地に囲まれ宅地が連たんしている区域のため、原則転用可能な第3種農地に分類されます。申請地の北側及び西側は宅地、南側は道路、東側は雑種地となっています。北側及び西側にはコンクリート擁壁を設け、周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号2番について、転用事業者は申請地を取得して、中古車販売業駐車場として転用したいとの申請です。

No.2と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇の南に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地となり原則不許可の農地となりますが、不許可の例外規定である『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は宅地及び田、東側は道路、南側は宅地及び畑、西側は宅地となっています。北側にはコンクリートブロックを設け、周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号3番について、転用事業者は申請地を借りて、〇〇の開発工事に

使用する建設用資材の仮置き場として令和5年12月31日までの期間、一時的に利用したいとの申請です。利用後は農地へ戻した後所有者へ返還する旨を誓約書にて確認しています。

No.3と書かれた地図をご覧ください。

申請地は農用地区域内の農地ではありますが、不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第1号、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであることの規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側・東側は道路、西側・南側は田となっており、周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号4番について、転用事業者は父の所有する申請地を借りて、分家住宅を建築したいとの申請です。

No.4と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇の西に位置し、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものの』規定を準用して許可相当となるものです。申請地の北側・西側は道路、東側・南側は畑となっており、周囲にはコンクリート擁壁を設け周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

以上4件についてご審議をお願いします。」

- 議長 「ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございませんか？」
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第3号について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委員 (挙手、多数)
- 議長 「賛成が多数ですので、議案第3号については、許可相当として意見を決定いたします。」
-

第5 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○議長 長 「議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。」

○局長補佐 「本日、配布いたしました「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」と書かれました資料をご覧ください。

なお、この資料は会議終了後、回収させていただきますので、机上に残してお帰りいただきますよう、お願いいたします。

番号1番、〇〇〇〇は、父親の〇〇〇〇が亡くなられ、相続税の納税猶予を申請するため、農業委員会に適格者証明願いを提出されました。

申請地は、市街化区域内の農地6筆で、合計面積は2,119㎡です。

当農地の内、〇〇については、一部農地性の有無の検討が必要のためご説明します。

お手元の現地図及び写真をご覧ください。

写真のA、Bは現地図のA、Bカメラマークの位置から撮った写真になります。

写真の①部分を見ていただきますと、入り口部分は砂利交じりの土で、硬化しており、作付けがされていません。

写真の②部分は、柑橘類が植えられています。

当地の農地性の有無に関して、令和4年12月28日に〇〇農業委員、〇〇農業委員、〇〇推進委員に現地を確認していただきました。結果として、①の部分は農地とは言えないが、②については柑橘類が植えてあり、樹園地としての利用状況が確認できる、と結論付けられました。

〇〇の面積については全体面積154㎡、①の農地性がないと判断される部分概ね60㎡、特例適用農地の可能性があるかと判断される部分概ね94㎡となります。

当地については、全体を特例適用農地として証明する方法、農地性のない一部を除外して証明する方法、全体を証明しない方法が考えられます。

農地性のない一部を除外して証明する方法の場合、除外面積を申請者より提示していただく必要があるため、〇〇に関して2月の委員会で継続審議となります。

なお、申請者が除外する面積を提示しない場合は〇〇を特例適用農地として証明するための面積を確定できないため、〇〇全体が納税猶予対象農地とは認められないものとなります。

それ以外の土地につきましては、現地を確認したところ、適正に管理がなされております。

以上、1件についてご審議をお願い致します。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」
○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第4号について、〇〇を除き証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成、多数ですので、議案第4号については、〇〇を除き証明することといたします。
なお、必要に応じて〇〇は継続審議といたします。」

第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議 長 「議案第5号の内、番号1番から4番を議題といたしますが、〇〇委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、〇〇委員にはここで退席をしていただきます。」

(〇〇委員退室)

「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号1番から4番については、〇〇〇〇が合計面積10,148㎡について利用権設定をするものです。内訳として10アールあたり30キロの賃貸借が8,117㎡、使用貸借が2,031㎡です。
以上4件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第5号の内、番号1番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第5号の内、番号1番から4番については、原案のとおり決定することといたします。
それではここで、○○委員の除斥を解きます。」

(○○委員入室)

○議長 「次に、議案第5号の内、番号5番を議題といたしますが、○○委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、○○委員にはここで退席をしていただきます。」

(○○委員退室)

「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号5番については、○○○○が面積796㎡について、使用貸借にて利用権設定をするものです。
以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第5号の内、番号5番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第5号の内、番号5番について、原案どおり決定いたします。ここで、○○委員の除斥を解きます。」

(○○委員入室)

第7 議案第6号 羽島農業振興地域整備計画の変更について

○議長 「次に、議案第6号「羽島農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき計画の変更に対して、農業委員会の意見を頂くものでございます。はじめに、議案書の提出経緯につきまして、説明いたします。令和4年5月末日、農振農用地の変更申請を締め切り、書類等の精査を行ったうえで、9月2日、関係部局により、農振変更の申請者の意見聴取を実施いたしました。その後、12月19日に羽島市農業政策推進協議会を開催し、審議のうえ承認いただいたものを今回の農業委員会に提出させて頂きました。今回は、農用地区域からの除外の申し出2件及び農業用施設用地への用途変更の申し出1件、併せて3件が対象となります。資料はあらかじめ郵送しました農業振興地域整備計画変更内容という資料と地図の2つを併せてごらんください。整理番号1と2が農振除外の申し出ですが、地図を見ていただきますと、いずれの場所も農用地の辺縁部の場所となります。整理番号3の農業用施設用地への用途変更の案件の場所は、農用地の中の場所に位置しております。順に説明をさせていただきます。整理番号1は、○○○○、面積259㎡、現況畑でございます。案内図は2ページになりますが、○○の北東に位置します。」

除外理由につきましては、申出人の父が所有する土地に分家住宅を建築するものでございます。土地所有者は申請地以外に○筆ほど土地を所有されてはいますが、いずれも集团的農地の中に位置する農地や建築な困難な場所であるため、実家に近接する申請地を選定されました。

除外の要件である目的の必要性・緊急性、用地の代替性がないこと、集团的優良農地の確保に支障がないこと、周辺農用地の利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に支障がないことについて検討した結果、適当であると判断をしております。

続いて、整理番号2について説明をいたします。○○○○、面積970㎡のうち78㎡、登記簿、田でございます。地図は4ページになりますが、○○の北西に位置しております。

この案件は、申出人が、○○年当時に農家住宅が手狭だったため、農振除外・農地転用等の所要の手続きを行わないまま、既存住宅の西側に住宅の拡張をされてしまいました。今後のために違法の状態を是正したいという始末書を添付しての追認の申出となります。追認とはなりますが、除外の要件である目的の必要性・緊急性、用地の代替性がないこと、集团的優良農地の確保に支障がないこと、周辺農用地の利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に支障がないことについて検討した結果、適当であると判断をしております。

続いて、整理番号3について説明をいたします。○○、面積866㎡のうち287.64㎡、現況畑でございます。地図は6ページになりますが、○○の東に位置しております。

現在、申出人は○○地内で約5,000㎡の規模でトマトの栽培をされてはいますが、経営規模の拡大を図るために申請地周囲に新たに約4,000㎡の規模のビニールハウスを設置し、該当地を借受け施設に必要な駐車場を設けるため、農用地から農業用施設用地への用途変更したいとの申し出です。

農用地から農業用施設用地への用途変更の許可基準は、

- ①申出する面積が計画する施設からみて適当で、1haを超えないこと。
 - ②既存施設からみて過大でないこと。
 - ③他の農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。
- の3点です。

今回はいずれの要件も適当であると判断をしております。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第6号について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、
議案第6号については、異議がないものとして意見を決定することといたします。」

第8 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第9 報告第2号 「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について」

第10 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について」

○議長 「それでは次に報告事項に入ります。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出報告について」、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について」、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について」を併せて事務局より報告願います。」

○局長補佐 「報告第1号から第3号につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今月も、説明の方は省略をさせていただきます。ご理解の程よろしくお願い致します。」

○議長 「それでは、以上をもちまして本日の議事事項はすべて終了しましたので、令和5年第1回農業委員会を閉会いたします。」